

平成28年12月5日提出

熊本市附属機関設置条例の一部改正について

熊本市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市附属機関設置条例の一部を改正する条例

熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定によるもののほか、執行機関及び公営企業管理者は、規則又は企業管理規程で定めるところにより、その附属機関として次に掲げるもの（設置期間が1年以内のものに限る。）を置くことができる。

(1) 本市が発注する業務等に係る受託者の選定に関し必要な審査又は審議をするもの

(2) 災害、事故その他の臨時に生じた行政課題への対処に関し必要な調査又は審議をするもの

別表1の表に次のように加える。

66	熊本城復旧基本計画策定委員会	熊本城の復旧に必要な施策等の実施に関する基本計画を策定するため、必要な事項を審議する。
----	----------------	---

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31

年条例第 27 号) の一部を次のように改正する。

別表中「別表に規定する」を「第 2 条の規定により設置する」に改める。

(提出理由)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関を設置するとともに、規則等により置くことができる附属機関を定めるため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。